知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂15版】をご購入いただいた皆様へ

第 55 回（2026 年 11 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂15版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 56 回	2027 年　3 月　7 日（日）	2026 年 9 月 1 日
第 57 回	－未定－	－未定－

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

関連する法律
農林水産省ホームページ 種苗法の一部を改正する法律（令和 8 年 7 月 17 日成立） URL ： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

情報更新日：2026 年 10 月 19 日

該当箇所	変更前	変更後
P236 Lesson 29　種苗法 5 育成者権の効力と存続期間 (2) 存続期間	育成者権の存続期間は、品種登録の日から 25 年です（種 19 条２項）。果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録日から 30 年とされています。	育成者権の存続期間は、品種登録の日から 35 年です（種 19 条２項）。果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録日から 40 年とされています。
P237 Lesson 29　種苗法 まとめ ３行目	育成者権者の存続期間は、品種登録日から 25 年で、永年性植物は 30 年で終了する。	育成者権者の存続期間は、品種登録日から 35 年で、永年性植物は 40 年で終了する。

※2026 年 9 月以前にご購入いただいている場合は、下記のページもご確認お願いいたします。
https://gigaplus.makeshop.jp/uploadweb/pdf/kaisei_202511_3qText_15.pdf